

士 監 第 71 号
令和5(2023)年9月8日

士別市長 渡 辺 英 次 様

士別市監査委員 浅 利 知 充

士別市監査委員 十 河 剛 志

令和4年度士別市各会計決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和4年度士別市各会計の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査を終了したので、別紙のとおりその意見を提出します。

令和4年度士別市各会計決算に基づく健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年7月 26 日から令和5年8月 31 日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

健全化判断比率	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準	参考 令和3年度
実質赤字比率	-	13.32	20.00	-
連結実質赤字比率	-	18.32	30.00	-
実質公債費比率	14.7	25.0	35.0	14.2
将来負担比率	102.9	350.0		110.9

(2) 個別意見

実質赤字比率については、一般会計において赤字が発生しておらず、良好な状態にあると認められる。

連結実質赤字比率については、一般会計及び特別会計において赤字が発生しておらず、企業会計においても資金不足が発生していない状況にある。

実質公債費比率については、早期健全化基準(25.0%)を下回る 14.7%となっており、概ね良好な状態にあると認められる。

将来負担比率については、早期健全化基準(350.0%)を下回る 102.9%となっており、概ね良好な状態にあると認められる。

(3) まとめ

各会計とも赤字がなく健全な範囲内にあるが、これら以外の財政分析指標のなかで、一般会計の経常収支比率が前年度より 4.1 ポイント増加し 96.8%となるなど、財政の硬直化から依然として脱却できていないことから、「行財政運営戦略」及び「財政健全化実行計画」に基づいた行財政改革の推進に努められるよう求める。

健全化判断比率算定表

健全化判断基準	比率(%)	算 式
	令和4年度	
実 質 赤 字 比 率	—	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰越額} + \text{事業繰越額}) - (\text{歳計剰余額} + \text{繰越に係る未収入特定財源})}{\text{標準財政規模}} \times 100$ $R4 = \frac{0\text{円} + (0\text{円} + 194,797\text{千円}) - (431,152\text{千円} + 189,226\text{千円})}{10,108,871\text{千円}} \times 100 = \triangle 4.20 (\text{負の値})$
連結実質赤字比率	—	$\frac{\text{連結実質赤字額} = (\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{標準財政規模}} \times 100$ イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 $R4 = \frac{(0\text{円} + 0\text{円}) - (489,146\text{千円} + 627,041\text{千円})}{10,108,871\text{千円}} \times 100 = \triangle 11.04 (\text{負の値})$
実 質 公 債 費 比 率 ※ ()内は単年度の 実質公債費比率	14.7 (15.7)	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100 \text{ の3年度間の平均値}$ $R4 = \frac{(2,910,293\text{千円} + 511,423\text{千円}) - (188,028\text{千円} + 1,950,928\text{千円})}{10,108,871\text{千円} - 1,950,928\text{千円}} \times 100 = 15.72406$
将 来 負 担 比 率	102.9	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$ $R4 = \frac{33,094,555\text{千円} - (3,064,124\text{千円} + 2,029,093\text{千円} + 19,598,724\text{千円})}{10,108,871\text{千円} - 1,950,928\text{千円}} \times 100 = 102.9$

注 1 比率が算定されない(負の値)場合は「—」の表示としている。
2 標準財政規模の額には、臨時財政対策債発行可能額を含む。

令和4年度士別市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年7月 26 日から令和5年8月 31 日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

会 計 名		資 金 不 足 比 率		
		令和4年度	経営健全化基準	参考 令和3年度
法 適 用	水道事業会計	－	20.0	－
	病院事業会計	－	20.0	－
法 非 適 用	公共下水道事業特別会計	－	20.0	－
	農業集落排水事業特別会計	－	20.0	－

※ 法適用・法非適用の「法」とは地方公営企業法のことをいう。

(2) 個別意見

水道事業会計については、財務の短期流動性を示す流動比率は 66.2%と、流動負債が流動資産を上回っている状態にはあるが、資金繰りにおいては問題ないと認められる。

また、病院事業会計については、一般会計からの繰入金等を行っても流動比率は 134.9%で、資金不足はない状態にあると認められる。さらに、法非適用の2事業特別会計についても、資金不足がない状態にあると認められる。

(3) まとめ

水道事業会計は、資金不足にはないものの純損失を計上していることから、引き続き「水道事業経営戦略」に基づき、経営改善への取り組みが必要と考える。

また、病院事業会計は、平成 27 年度以降純利益を計上してきたが、令和4年度決算において純損失を計上する結果となった。今後は、新たに策定予定の「経営強化プラン」に基づいたさらなる経営改革の推進を求める。

公 営 企 業 会 計 等 資 金 不 足 比 率 算 定 表

会 計 名	比率(%)	算 式
	令和4年度	
水 道 事 業 会 計	—	$\frac{\text{資金不足額} = (\text{流動負債の額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産の額}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}}$ $R4 = \frac{(47,068 \text{千円} + 21,582 \text{千円} - 177,266 \text{千円}) - 0 \text{円}}{335,422 \text{千円} - 632 \text{千円}} = \text{資金不足額なし (負の値)}$
病 院 事 業 会 計	—	$\frac{\text{資金不足額} = (\text{流動負債の額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産の額}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}}$ $R4 = \frac{(912,133 \text{千円} + 0 \text{円} - 1,430,558 \text{千円}) - 0 \text{円}}{2,339,834 \text{千円} - 0 \text{円}} = \text{資金不足額なし (負の値)}$
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	$\frac{\text{資金不足額} = (\text{繰上充用額} + \text{事業繰越額等} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{事業の規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}}$ $R4 = \frac{(\triangle 200 \text{千円} + 200 \text{千円} + 0 \text{円}) - 0 \text{円}}{281,645 \text{千円} - 0 \text{円}} = \text{資金不足額なし (0の値)}$
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	$\frac{\text{資金不足額} = (\text{繰上充用額} + \text{事業繰越額等} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{事業の規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}}$ $R4 = \frac{(0 \text{円} + 0 \text{円} + 0 \text{円}) - 0 \text{円}}{22,185 \text{千円} - 0 \text{円}} = \text{資金不足額なし (0の値)}$

注 1 分子の解消可能資金不足額は資金不足額がある場合算入するが、資金不足がない場合は算入していない。

2 比率が算定されない(資金不足がない)場合は「—」の表示としている。

3 公営企業会計の流動負債の額は、平成26年度地方公営企業会計制度改正を踏まえた企業債を控除した金額となっている。